

## 徳島商工会議所経営発達支援計画運営・評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 徳島商工会議所（以下「本所」という。）は、経営発達支援事業（以下「本事業」という。）を効果的かつ効率的に推進するため、経営発達支援計画に基づき経営発達支援計画運営・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議決定する。

- (1) 本事業の実施状況の把握に関すること
- (2) 効果的支援のための改善案の提示によるPDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルの構築に関すること
- (3) 本事業の各年度における評価・見直しの方針を決定すること

### (委員及び会議)

第3条 委員会に委員長1人、委員長代理1人及び委員若干名を置く。

- 2 委員長、委員長代理及び委員は、地元大学教授又は学識経験者等、徳島県商工労働観光部、中小企業診断士等の専門家、日本政策金融公庫等の金融関係職員、その他専門的知識を有する者のうちから、本所会頭が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 委員長代理は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

### (委員の任期)

第4条 委員長、委員長代理及び委員の任期は、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が召集する。

### (謝金)

第6条 委員長、委員長代理及び委員の謝金については、本所謝金規程を準用する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、本所経営支援部において処理する。

### (経費の支出)

第8条 委員会に要する経費は、本所地域産業活性化事業費特別会計より支出する。

### (補則)

第9条 本要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、都度協議する。

### 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。